

# 「男女共同参画推進員」 を設置しましょう！

京田辺市では、男女共同参画を推進するため、市内の事業所や市民団体に「男女共同参画推進員」の設置を推奨しています。現在、市内の74ヶ所の事業所・市民団体で「男女共同参画推進員」が登録されています。

※男女共同参画推進員を登録している事業所・市民団体は市ホームページで公表しています。▶▶▶<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000015883.html>

## 男女共同参画推進員を設置すると・・・

1. 事業所・団体内で、  
研修等のための  
講師依頼を無料で  
行えます

(※テーマ・時期等について、  
相談・事前調整の上、市より  
講師派遣の可否を決定します)

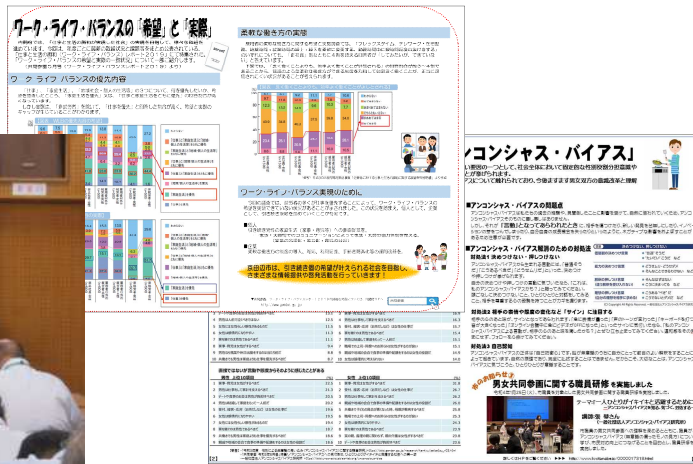
2. 推進員向けの  
セミナーなどの  
案内を受け取る  
ことができます

3. 男女共同参画に  
関する資料・最新  
情報が届きます

▼過去のセミナーの様子



▼年6回発行している情報紙



さまざまな支援が受けられます



「男女共同参画推進員」の設置方法は裏面へ ▶▶▶

## ■男女共同参画推進員 Q&A

### ・具体的な役割は？

推進員は、男女共同参画を推進するため、市と協力して、それぞれの事業所や市民団体において、次の活動を行っていただきます。

- ①当該事業所又は市民団体における男女共同参画に関する啓発
- ②市が実施する男女共同参画に関する事業や施策の推進に対する協力
- ③その他必要と認められる活動

具体的には、仕事と生活の調和・方針決定過程への女性の参画拡大・活力ある職場や地域の実現にむけた男女共同参画の推進などの取り組みです。

### ・負担が増えるのでは？

定期的に報告を求めるなど、市から義務的・強制的に取り組みを要請することはありません。事業所・市民団体で取り組みを強化したいときに、必要に応じて支援させていただきます。

### ・どのような役職が適任ですか？

特に役職についての規定はありません。現在、事業所においては人事労務管理者又はそうした部署の方、市民団体においては団体における男女共同参画を進めやすい立場の方が登録いただいています。



## ■「京田辺市男女共同参画推進員」設置方法

下記のいずれかの方法により「推進員設置報告書」をご提出ください。

		宛先	報告書の設置場所
1	電子メール	jinken@city.kyotanabe.lg.jp	市ホームページの右上の検索BOXより、「推進員」と検索してください。 
2	郵送	〒610-0393(住所不要) 京田辺市人権啓発推進課 宛	「『京田辺市男女共同参画推進員』設置の事業所・市民団体を募集」のページに掲載している「推進員設置報告書」(Word)、(PDF)で申し込んでください。
3	FAX	64-1305 京田辺市人権啓発推進課 宛	

男女がともに働きやすい環境を整備し、多様な人材の能力を最大限に活かすことができる職場ほど、人材の確保・定着や組織の活性化が進み、結果として業績が向上するとされています



市ホームページでは、「男女共同参画推進員」の設置以外にも、事業者向けの支援制度を紹介しています

▶▶▶<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000015062.html>

## 京田辺市 人権啓発推進課 男女共同参画係

〒610-0393 京田辺市田辺80番地

■TEL 0774-64-1336

■FAX 0774-64-1305

■Mail [jinken@city.kyotanabe.lg.jp](mailto:jinken@city.kyotanabe.lg.jp)